

秋の全国火災予防運動

11月9日(金)～11月15日(木)

平成24年度全国統一防火標語

『消すまでは
出ない行かない 離れない』



空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、秋の火災予防運動を実施します。この運動は、一人ひとりが火災予防の知識を持ち、それを実践することにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に行われます。

原消防署では、この運動に合わせ、火災予防啓発ポスターの配布や消防車両等による巡回広報、各事業所の自衛消防訓練の指導などを行います。各区や、各事業所などで実施する、訓練・研修会などに、消防職員の派遣を希望する場合は、事前に消防訓練実施通知書を原消防署まで提出してください。

○火災原因、 「たき火の不始末」がトップ！！

昨年、村内で発生した火災12件中、「たき火の不始末」が原因のものが7件と全体の半数以上でした。また、その内2件は建物へ延焼する火災となりました。

今年に入ってから発生した火災の5件中3件が、たき火の放置や飛散によるものです。

このことを踏まえ、土手草焼きなど農業関係のたき火を行う際には、次の注意事項を守り十分注意して行ってください。

★注意事項★

- 枯れ草等のある、火災が発生しやすい場所では、たき火をしない。
- たき火等を行う時は、**その場を離れず、終わった後は完全に消火する。**
- 強風時・乾燥時には、たき火・火入れをしない。



○住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器**等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



★建物火災の死者の8割は住宅火災によるものです。
逃げ遅れを防ぐ切り札は**住宅用火災警報器**です。
まだ設置していないご家庭は、すぐに設置しましょう。

問 原消防署予防係 ☎79-2442(直通)

安心して住み続けられる住まいづくりにご活用ください！

住宅リフォーム補助金

～原村住宅リフォーム促進事業補助金のご案内～

皆さんが安心して住み続けられる住まいづくりと、村内住宅関連業者の振興及び、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅リフォームの工事に必要な経費の一部を補助します。

補助要件（次の全ての要件を満たす必要があります）

- 村内に住民登録していること
- 過去に当補助を受けていないこと
- 村税等を滞納していないこと
- 村内の施工業者が工事を行うこと
- 申請年度内に工事完了実績報告書を提出することができること
- ※事務所・ペンション等の併用住宅の場合は、自己の居住部分に限ります。

補助金額 50万円以上の住宅リフォームに対し、一律10万円
※1棟の住宅に対し、1回限りの補助です。

《注意点》 補助金の交付申請は、工事着工前に済ませてください。
工事着工後の申請は、受付できませんのでご注意ください。
実績報告書は、工事完了後30日以内または、申請年度の3月31日のいずれか早い日までに必ずご提出ください。

補助対象となる工事内容一覧

工事	工事内容
木工事	天井・壁・床の修繕、間取り替え等
屋根工事	屋根葺き替え、雨漏り修理、雨樋取り換え等
外装工事	サイディング工事、吹付工事、コーキング補修等
サッシ工事	玄関ドア取替え、サッシ取替え、ガラス工事等
内装工事	クロス貼替え、クッションフロア貼替え、畳替え等
建具工事	建具取替え、襖貼替え、建具金具の取替え等
左官工事	京壁塗り替え、タイル張替え、モルタル補修等
塗装工事	屋根塗り替え、外部・内部塗装等
電気工事	スイッチ・コンセント・電灯の増設、回路・アンペアの増設等
設備工事	住宅設備は、建物のリフォーム工事に伴って発生する設備に限る。設備製品等のみの取替え、新設は対象外。

補助対象とならない工事一覧

- 外構工事（フェンス・塀・舗装・植栽・雨水排水等）
 - 車庫、物置等の工事
 - ハウスクリーニング、排水管清掃等
 - 建物のリフォームを伴わない下水道、合併処理浄化槽工事
 - 太陽光発電の設備工事
 - 申請者が自ら行うリフォーム工事
 - シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬品散布・塗布
 - 消火器等、消防用品や各種防災用品の購入・設置・住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器
 - 耐震改修工事
 - 電化製品等（移動が比較的容易であり、単体で機能を発揮できる製品）の購入及び設置
 - 例）テレビ、冷蔵庫、食器洗浄機、電子レンジ、オーブンレンジ、炊飯器、照明器具（後付型）、洗濯乾燥機、カーテン、じゅうたん等
- 《注意事項》当補助金以外で国、県、村から補助、融資を受けることができる工事は、対象外です。
- 例）県「信州型エコ住宅・環の住まい整備事業」・村「障害者等地域生活支援事業」等

問 建設水道課環境係 ☎79-7933(直通)

もくじ

■住宅リフォーム補助金	2
■秋の全国火災予防運動	3
■原村の家計簿	4～8
■村づくり通信	9
■くらしの情報	10～13
■行政情報	14～15
■保健・福祉の掲示板	16
■くらしのガイド	17
■はらむらとびっくす	18～19
■はじめましてもうすぐ2才です	20



●表紙写真／「地震発生!その時に・・・」

9月1日の防災の日に、原村総合防災訓練を開催しました。今回は、南原公民館周辺を主会場に大規模地震を想定した訓練を行いました。

倒壊家屋からの救助訓練では、南原区の皆さん、消防団員、消防署職員などが協力し、負傷者を搬送する訓練を行っていました。

■人の動き

- ・人口 7,962人 (－1)
- ・男 3,920人 (－1)
- ・女 4,042人 (±0)
- ・世帯数 3,058世帯 (+1)
- ・転入 24
- ・転出 18
- ・出生 4
- ・死亡 11

平成24年9月末現在。
()内は前月比。

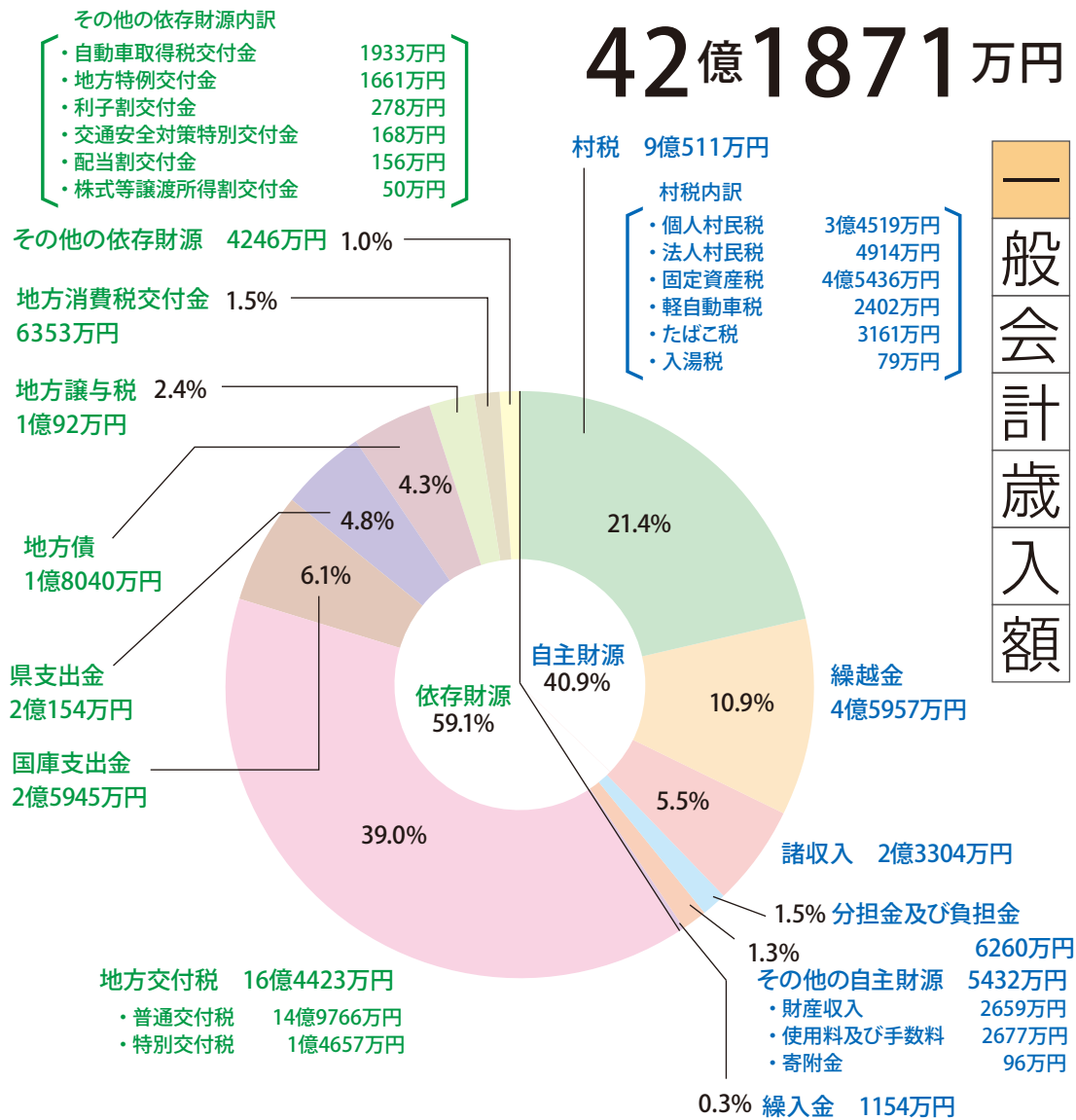
特集

原村の家計簿

（平成23年度の決算報告）

42億1871万円

一般会計歳入額



原村の平成23年度一般会計決算の状況は、歳入総額42億1,871万円に對して歳出総額35億8,678万円となり、差引額は6億3,193万円でした。また、特別会計は歳入総額が12億2,358万円、歳出総額は11億1,847万円、企業会計における収益的・資本的収入は5億8,678万円、収益的・資本的支出は7億6,501万円となりました。これにより平成22年度決算と比べ、歳入（収入）全体では1億4,266万円（1.7割）の減少、歳出（支出）全体では4億3,622万円（6.9割）の減少となっています。

平成23年度は東日本大震災の影響もあり、平成22年度までの国の、景気や雇用対策に伴う交付金などの臨時的措置がなくなり、普通建設事業が大きく減少しました。今後も東日本大震災の復興への財政措置など国の財政状況も厳しい状態が続いていくことが予想されます。

限られた財源を有効に活用し、より良い原村となるよう努力していきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

一般会計の決算

歳入

◆前年度との比較では

一般会計決算における歳入総額は、対前年度比で4.8割、2億1,246万円の減少となりました。特に国・県支出金は、公立学校施設整備交付金や住宅・建築物安全ストック形成事業補助金、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金、公共投資臨時交付金などの減により2億3,748万円の大幅な減額となっています。また、地方譲与税や自動車取得税交付金、財産収入、繰入金、村債なども減少しました。

一方、村税のうち村民税とたばこ税、新規事業の戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業により、分担金及び負担金が増額したほか、繰越金も増額となりました。

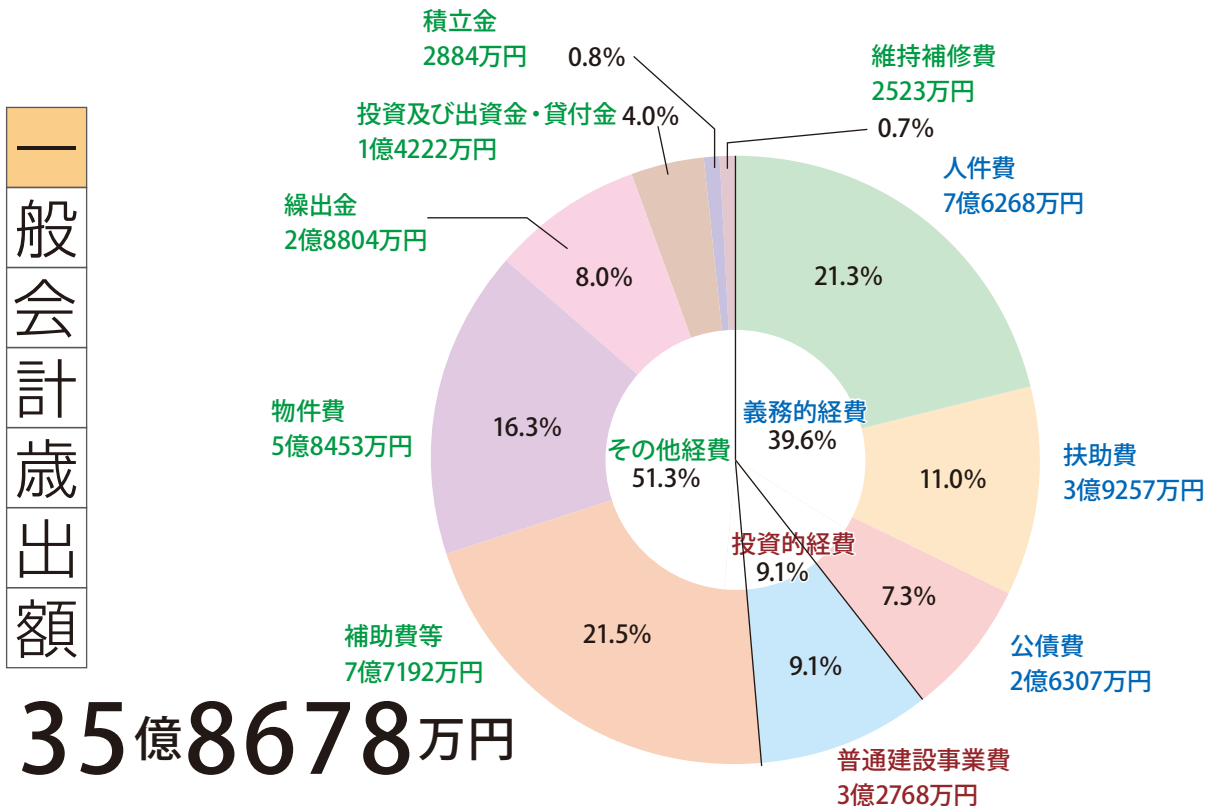
◆自主財源と依存財源

自主財源は、村が自主的に得ることができる財源で、村税や分担金・負担金のほか繰入金、繰越金などがあります。これに対し、国・県支出金や地方譲与税、地方交付税など

グラフ用語の説明（歳入）

- 村税：村民税、固定資産税など村に納める税金
- 繰越金：前年度から今年度に持ち越されたお金
- 諸収入：村の預金の利子や貸付金の元利収入など
- 分担金・負担金：特定の利益を受ける人から入るお金
- 地方交付税：行政サービスの一定水準の確保のため、所得税などの国税の一部が国より交付されるお金
- 地方債：村が外部から調達した資金（いわゆる村の借金）
- 国庫支出金：村の特定の仕事に對して国から交付されるお金
- 県支出金：村の特定の仕事に對して県から交付されるお金
- 地方譲与税：自動車重量税など本来地方税に属される税金を国が徴収し、村に譲与されたお金
- グラフ用語の説明（歳出）
- 人件費：職員・議員等に対し勤務の対価、報酬として支払われる経費
- 補助費等：各種団体や個人に支払われる補助金、負担金などの経費
- 繰入金：一般会計と特別会計間において支出される経費
- 普通建設事業費：道路、橋梁、学校、庁舎の建設事業に要する投資的経費
- 物件費：消費的性質の経費
- 公債費：村が借りているお金を返済するための経費
- 扶助費：児童福祉法等に基づき被扶助者に対し支給する経費
- 積立金：財源に余裕がある場合において特定の支出目的のため積み立てる経費

一般会計歳出額



35億8678万円

歳出

◆目的別歳出

目的別にみた歳出決算額では、民生費が9億6,172万円（構成比26・8割）と前年度と同様最も大きく、続いて総務費、教育費、土木費、衛生費、商工費、公債費、農林業費、消防費、議会費の順となっています。

前年度との比較では、議会費が、議員年金制度の廃止に伴う共済費の増額により1,619万円、農林業費が新規事業の戦略作物生産拡大関連

◆性質別歳出

性質別歳出の義務的経費は14億1,832万円、前年度に比べ6,246万円、率では4.6割増加しました。投資的経費は、平成22年度に実施した役場庁舎耐震補強工事、介護老人福祉施設整備事業、児童クラブ室新築工事等の大きな事業が完了したことと災害の発生がなかったため、3億2,768万円、前年度に比べ3億6,787万円（52・9割）減少し、構成比でも1.1割となっています。その他の経費の総額は18億4,078万円、繰入金、物件費が増加しましたが、積立金、補助費が減少したことで前年度より7,941万円（4.1割）減少しました。

財政指標の状況

◆経常収支比率

財政の弾力性の目安となる経常収支比率は、町村は70％以内が妥当とされています。原村の昨年度の比率は73・9％で、前年度の72・3％より1.6ポイント上昇しました。これは、投資的経費が大きく減少したことによりです。

◆財政力指数

地方公共団体の財政力を示す財政力指数は、数値が高いほど財源に余裕があるとされています。昨年は、0・37と前年度の0・382を0・012ポイント下回りました。

◆健全化判断比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）による健全化判断比率については、数値が低いほど財政が良好な状態にあることから、本村の財政は相対的に健全な状況にあります。

○一般会計等（普通会計に相

当する会計）を対象とする

「実質赤字比率」と村の全ての会計（一般会計・特別会計・企業会計）を対象とする「連結実質赤字比率」については、赤字や資金不足が生じなかったことで「ゼロ」となりました。

○村の全ての会計のほか、一部事務組合や広域連合を含めた公債費負担の割合を示す「実質公債費比率」は、7.8％となり、前年度を2.5ポイント下回りました。

○実質公債費比率の対象のほかに土地開発公社・振興公社・有権の木を含めた将来にわたる実質的負債を指標化した「将来負担比率」については、村債等の将来負担額に対し基金等の充当可能財源が多いこともあり「ゼロ」となりました。

村の借金（村債）

村債の残高は、このところ毎年の返済金（公債費）が借金（村債）を上回っているため年々減少しています。平成23年度末では、一般会計で19億7,072万円（前年度に比べ5,311万円の減）、企業会計で20億116万円（1億8,

基金の状況

一般会計 (29億 4957万円)	財政調整基金	10億6325万円
	減債基金	6億9290万円
	農業振興基金	3億3414万円
	庁舎建設基金	2億5477万円
	地域福祉基金	1億9887万円
	保健休養地管理事業基金	1億5640万円
	義務教育施設整備基金	1億1276万円
	一般会計その他	1億3648万円
特別会計 (1億 5527万円)	有線放送施設整備基金	2672万円
	農業者労働災害基金	1612万円
	国保直営診療施設基金	1億1237万円
	国民健康保険基金	6万円
その他 (8億 3447万円)	水道事業基金	5億4419万円
	下水道事業基金	1億2228万円
	土地開発基金	1億6800万円
合 計		39億3931万円

地方債の残高

(借入金)

会計名	23年度残高	住民1人当たり
一般会計	19億7072万円	250,505円
下水道会計	18億9995万円	241,509円
水道会計	1億122万円	12,866円
合 計	39億7189万円	504,880円

村の貯金（基金）

平成23年度末の基金残高は、一般会計29億4,957万円、特別会計・企業会計等9億8,974万円で、総額では39億3,931万円と前年度に比べ960万円の増となっています。戦略作物生産拡大関連基金緊急整備事業のために「ふるさと水と土基金」1,085万円を、国民健康保険事業資金不足により国民健康保険基金1,940万円を取り崩しましたが、保健休養地管理事業基金、有線放送施設整備基金などに1,228万円を積立てたことで前年度より増額となりました。今後も村債の縮減や大規模事業などの財源として、計画的な積立て、取り崩しに努めます。

特別・企業会計の状況

会 計 名		歳入決算額	歳出決算額	差引額	一般会計からの繰出額・負担額等
国民健康保険事業勘定特別会計		9億8334万円	9億5516万円	2818万円	1億382万円
国民健康保険直営診療施設勘定特別会計		1億4126万円	7135万円	6991万円	0円
有線放送事業特別会計		3479万円	2938万円	541万円	1585万円
農業者労働災害共済事業特別会計		130万円	39万円	91万円	0円
後期高齢者医療特別会計		6289万円	6219万円	70万円	1816万円
特別会計 計		12億2358万円	11億1847万円	1億511万円	1億3783万円
水道事業会計	収益的収支	1億8365万円	1億3955万円	4410万円	64万円
	資本的収支	2400万円	1億5188万円	△1億2788万円	0円
下水道事業会計	収益的収支	3億6948万円	2億6165万円	1億783万円	2億6000万円
	資本的収支	965万円	2億1193万円	△2億228万円	0円
企業会計 計		5億8678万円	7億6501万円	△1億7823万円	2億6064万円

使われたお金

(村民一人当たりに使われたお金)〔一般会計〕

民生費	122,247円	公債費	33,440円
総務費	59,818円	農林業費	31,814円
教育費	54,830円	消防費	20,969円
土木費	51,745円	議会費	9,541円
衛生費	37,043円	合 計	455,926円
商工費	34,479円		

村税負担額内訳

(村民一人当たりの村税負担額)

固定資産税	57,755円	軽自動車税	3,053円
村民税	50,125円	入湯税	100円
たばこ税	4,018円	合 計	115,051円

特別会計・企業会計の決算

特別会計とは、ある特定の事業を行うために、一般会計と分けて経理し、その支出を特定の収入で行う会計をいいます。特別会計は、基本的にその会計内で収入・支出を行うこととしていますが、営利目的ではなく公益的事業を行うため、その会計だけでは収入が不足する場合が多くあります。その場合、一般会計からの負担（繰出金）を受けることで運営しています。

また、企業会計は地方公営企業法に基づき民間企業と同じ方法で経理を行ない、独立採算を原則としています。下水道事業については、当初の投資額が大きく料金収入のみではまかなえないため、財源不足分について補助を行っています。

平成23年度では、5つの特別会計と2つの企業会計で事業を行っています。それぞれの会計の歳入歳出決算及び一般会計からの繰出金、負担金補助金等は表「特別・企業会計の状況」のとおりです。

特別会計 ◆国民健康保険事業勘定 特別会計

平成23年度決算状況については前年度に比べ歳入が15・2割、歳出についても12・2割増加しています。収支差引額は2,818万円となり、繰越金及び基金繰入金を差し引いた単年度経常収支は669万円の黒字でした。しかし、事業資金が不足となったため、国民健康保険基金をほぼ全額取り崩し、さらに特別対策として一般会計から3,883万円の追加繰入を行いました。平成20年度から始まった特定健診制度についての受診率は34・8割(平成23年度末・中間報告)でした。平成21年度から行っている健康づくり推進事業として血圧測定啓発、骨粗鬆症予防教室を開催しました。また、継続事業として国保保健指導事業・エイズ予防講演会・春秋ウォーキング教室や診療所による健康相談を実施しました。今後も国保制度の趣旨普及を図るとともに保健予防活動の推進や保険料率の向上に努めてまいります。

◆国民健康保険直営診療施設勘定特別会計

生活習慣病・動脈硬化性疾患の診療を中心に外来収入は安定しています。急性疾患等の受診者数増加もあり、予防接種や健康診断事業を含めた診療収入は前年度比6.8割増となりました。

歳出では、電子カルテの導入を行い効率化を図りました。実質収支は前年度より987万円増加し、6,992万円の黒字となりました。

◆有線放送事業特別会計

平成23年度歳出決算額は2,938万円で、前年度より192万円(6.1割)減少しました。これは、ケーブルテレビ自主放送(サラダチャンネル)の取材・編集・放送機器の内、メーカー保守期間終了となったものが増え、施設保守管理委託料が減額となったことなどによるものです。

音声告知放送については、現在のセンター設備および受信端末の運用開始から10年が経過しており、受信端末の保有台数も少なくなってきたため、更新に向けて検討が必要となっています。

ケーブルテレビ自主放送については、LCVケーブルエリア内の行政チャンネル放送のデジタル化に伴い、今後も情報伝達手段としての有効活用に向けていきます。

◆農業者労働災害共済事業特別会計

農労災は、加入者の方が農業中に受けた農機具、農薬などによる負傷、疾病、障害、死亡などの人身事故について、その災害の程度に応じ共済見舞金を支給する制度です。

平成23年度は5件の事故が発生しました。死亡事故は発生しなかったものの、転落事故等により重傷となるケースが多く見られました。

災害補償費の支払額は減少していますが、高齢者の事故は増加傾向にあり、今後も村広報や有線放送などでの呼びかけにより、事故防止に努めます。

◆後期高齢者医療特別会計

「後期高齢者医療制度」は長野県後期高齢者医療広域連合と村が協力して運営することとなり、村は各種申請や届出の受付、保険証の引渡し

などの「窓口業務」のほか、特別会計を設け保険料の徴収を行っています。

平成23年度については、保険料徴収率100割で昨年度より0.5ポイント増加し完納となりました。医療給付費額は6億9,603万円で前年度比0.6割の減、対象人員の平均は1,143人でした。1人当たりの医療費額は66万円で、医療費の高い方から県内77市町村中65番目でした。



春のウォーキング教室

企業会計

◆水道事業会計

平成23年度の消費税を除いた給水収益は1億2,971万円、水道事業全体の収益は1億6,025万円で、前年度と比較して給水収益は0.3割の増加、水道事業全体の収益は4.6割の減少となりました。

設備投資として、新規水源井戸の掘削、老朽管布設替え、減圧弁取替えなど1億3,481万円の事業を実施し、24年ぶりに新規水源を確保しました。また、老朽管の布設替えを引続き行う必要があります。

◆下水道事業会計

昭和60年から始まった下水道整備事業も順調に進み、平成23年度では87・4割と県下の町村でも高い普及率となっています。しかし、一方ではこの間の企業債(借金)も膨れ上がり、減少してきたとはいえ年度末の未償還残高は18億9,995万円です。

事業の経営健全化のため下水道使用料の値上げを10年ぶりに行いました。値上げ幅は3割で利用者負担額が増えますが、利用者が将来に廻すつ

けを減らすことになります。新規下水道管の布設事業は行っておりませんが、流域下水道による本管の維持・耐震化工事および汚水処理場の施設更新による負担金などに451万円支払いました。さらに経営の健全化を進めるため、今後も経費の節減等に努めます。

『原村ふるさと寄附金』のご案内 ～“ふるさと原村”にご協力をお願いします～

原村では、“ふるさとを応援したい”“ふるさとのために役に立ちたい”という皆さんの思いを形にすることができる『原村ふるさと寄附金制度』を平成20年6月から実施しています。

応援していただける方には、あらかじめ寄附金の使いみちを決めていただき、ご意向に沿って大切に活用させていただきます。生まれ育ったふるさと原村を応援したい、自分と関わりが深い原村に貢献したいという、あなたの思いをお待ちしております。皆さんの幅広いご協力をよろしくお願いします。

『原村ふるさと寄附金』の活用方法

- 1 自然環境の保全及び景観の維持・再生に関すること
- 2 産業振興、都市との交流等に関すること
- 3 健康と福祉向上に関すること
- 4 人づくり及び教育・文化に関すること
- 5 公民協働による村づくりに関すること

ご寄附をいただいた方に・・・

5,000円以上ご寄附いただいた方には、ささやかですが、村内の入浴施設「原村レストハウス 樫の木荘」または、「原村ふれあいセンター」の湯、どちらでも使用できる日帰り入浴券2人分を進呈させていただきます。また、10万円以上の高額寄附者の方には、「原村からの贈り物」として、原村産品の粗品をお届けしております。

■原村ふるさと寄附金の状況 寄附をいただいた皆様には、心より感謝申し上げます。

寄附金の使いみち	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
①自然環境の保全・活用	10件	140,000 円	7 件	563,000 円	7 件	68,000 円	9 件	170,000 円
②産業振興、都市との交流	2 件	35,000 円	0 件	0 円	1 件	400,000 円	1 件	15,000 円
③健康と福祉向上	4 件	80,000 円	3 件	85,000 円	5 件	160,000 円	2 件	40,000 円
④人づくり及び教育・文化	5 件	175,000 円	2 件	65,000 円	4 件	77,000 円	5 件	130,000 円
⑤公民協働	1 件	10,000 円	0 件	0 円	1 件	20,000 円	0 件	0 円
⑥事業指定なし	16件	230,000 円	6 件	115,000 円	6 件	55,000 円	6 件	400,000 円
計	38件	670,000 円	18件	828,000 円	24件	780,000 円	23件	755,000 円

皆様からいただいた寄附金は、「原村ふるさと寄附金基金」に積み立て、その後、皆様から選んでいただいた事業に活用させていただきます。

平成23年度(平成23年4月1日～平成24年3月31日)に、ご寄附を頂いた方々

藤田敏忠(兵庫県)、太田淳夫(東京都)、佐藤克美(東京都)、石黒秀子(東京都)、津金良吉(兵庫県)、矢島元雄(茅野市)、清水義英(埼玉県)、清水澄人(東京都) 他11名 (敬称略)

『原村ふるさと寄附金』の申し込み方法

電話、FAX、Eメールで役場村づくり係へ直接お申し込みください。お申し込みいただいた方に「寄附申込書」と「専用納付書」を郵送します。

《注意》「ふるさと寄附金」をかたった寄附の強要や詐欺行為には十分にご注意ください。

村づくり通信

村づくり戦略推進室
村づくり係からのお知らせ

問い合わせ先・申請受付窓口
村づくり戦略推進室 村づくり係
電話：79-7922(直通) FAX:79-5504
E-Mail: muradukuri@vill.hara.nagano.jp



ふるさと「はらむら」を
応援して下さる多くの皆さんへ・・・

親戚・友人・知人の方にこの制度を伝えていただき、賛同していただける方がいらっしゃいましたら村づくり係までご連絡ください。

ひとりでも多くの方に呼びかけていただき、『原村ふるさと寄附金』にご協力をお願いします。